

意見書

平成 20 年 11 月 27 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成20年10月28日付け情郵審第23号で公告された電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. FTTH アクセスサービス及びひかり電話サービスの特定電気通信役務への追加について

今回の電気通信事業法施行規則の改正は、特定電気通信役務範囲の変更に係るものですが、専用役務を特定電気通信役務から外すことに加え、弊社共は役務の追加についてもさらに踏み込んだ検討を行うことが必要と考えます。

この点、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT 東西殿」という。)の提供する FTTH アクセスサービス及びひかり電話サービスについては、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」最終報告書(平成 20 年 10 月 24 日公表)(以下、「研究会報告書」という。)において、「今後、単に契約数だけでなく、利用者層が広いことや契約数の急激な増加トレンドがうかがえること等をふまえ、特定電気通信役務として整理することについて検討することが適当」と役務追加検討の必要性は明記されているものの、次の見直しの時期や、追加の措置を講じる基準等については明確になっていません。

従って、弊社共は NTT 東西殿の提供する FTTH アクセスサービス及びひかり電話サービスの特定電気通信役務への追加について、早急に具体的な見直しの議論を開始し、結論を得しだい特定電気通信役務へ追加することを要望します。

2. 電気通信事業会計規則の一部改正(以下、「本事業会計規則改正案」という。)について

本事業会計規則改正案は、研究会報告書において示されているとおり、専用役務の収益ベースでの規模及びこれまで専用役務として収支開示してきた経緯に基づいて行われるものであり、専用役務について、特定電気通信役務の対象外とされた後も、当該役務に係る個別の会計結果の開示を求めることは必要な措置であり、弊社共は本事業会計規則改正案の内容に賛同します。

以上